

アソシアコーポレーション株式会社（三浦浩一郎社長）は「アソシアコーポレーション・東急不動産のサイトブログに関するご説明」（現「弊社に対するブログ書き込みについて」）にて東急不動産消費者契約法違反訴訟原告・林田力を個人攻撃する。当該文章においてアソシアコーポレーションは訴訟当時の原告の就職先業種を暴露する。悪質な暴露攻撃である。

東急不動産消費者契約法違反訴訟アルス東陽町301号室事件（平成17年（ワ）3018号）は東急不動産（販売代理：東急リバブル）が不利益事実を隠して新築マンションをだまし売りした事件である。引渡し後に真相を知った購入者（原告）が消費者契約法（不利益事実不告知）に基づき売買契約を取り消し、裁判で売買代金を取り戻した。消費者側の完全勝利に終わったが、地上げ・近隣対策屋が暗躍する東急不動産の闇が明らかになった事件であった。

そもそもアソシアコーポレーションが暴露攻撃する原告の就職先業種はアソシアコーポレーションが知っている筈がない事実である。原告はマンション購入時に住宅ローン借り入れの関係で東急リバブルに告げただけであり、原告とは直接接点のないアソシアコーポレーションが原告の勤務先を知っているということは東急側から開示されたこと以外に考えられない。

実際、アソシアコーポレーションの井田真介は上記訴訟で陳述書（乙第6号証）を提出したが、そこにも井田が知る筈がない事実が含まれていた。井田はアルス建設地を地上げして東急不動産に転売した康和地所の従業員であった人物である。転売後も近隣対策屋として東急不動産のために働いていたが、マンション販売には関係していない。しかし、井田の陳述書には原告のアルス売買契約締結日や物件引渡し日まで記されていた。

この点について原告代理人が第二回弁論準備手続（2005年7月15日）に追及すると、東急不動産代理人・井口弁護士は「他人から聞いたのでしょ」と答えた（甲第42号証「原告陳述書（二）」47頁）。売買契約締結日や物件引渡し日を知っている他人は東急リバブル・東急不動産の関係者しかいない。宅地建物取引業者は、正当な理由がある場合でなければ、その業務上取扱ったことについて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

しかも井田真介は2007年4月に原告の勤務先に押し掛け、圧力をかけている。右翼や暴力団・チンピラ・ヤクザと同じ手口である。地上げ屋の面目躍如と言うべきか、恐るべきストーカーである。これは東急不動産消費者契約法違反訴訟提訴後の出来事である。井田真介はマンション建設地を地上げしたと自ら裁判所で証言するような人物である。地上げ屋が圧力をかければ、勤務先の応対者は恐怖心を抱くことは当然である。

原告は井田真介や東急不動産を相手にせず、東急不動産に内容証明郵便で井田の活動停止を要求したところ、ブローカーからの圧力はなくなった（佐藤裕一「東急不動産で買ってはいけない被害者が語る「騙し売り」の手口」MyNewsJapan 2009年9月3日）。

個人情報暴露攻撃は裁判中の東急不動産も行った手口である。東急不動産代理人の井口寛二弁護士は公開法廷で、争点とは無関係な原告の年収を一方的に暴露した（『東急不動産だまし売り裁判 こうして勝った』62頁）。

尚、アソシアコーポレーションの文書には以下の記載があった。「訴訟に関しては、被告東急不動産株式会社が、落度が大きかったにも拘らず事実を反する説明をしたため、一審で被告東急不動産株式会社の全面敗訴となり、……」。しかし上記部分のみ遅くとも2009年12月には削除された。

批判されて当然

アソシアコーポレーションは自社に都合の悪い記事を「誹謗・中傷記事」と決め付けるだけで、批判と誹謗の区別ができていない。井田真介が証言したマンション建設地を地上げすることは決して道徳的に褒められた行為ではない。アソシアコーポレーションが不動産協会に加盟していないのに加盟していると裁判の証人尋問で偽証することは非難に値する。相手を解雇に追い込むために地上げ屋が消費者の勤務先に乗り込み、圧力をかけることも非難に値する。批判されて当然の真実が書かれただけである。

また、原告が井田真介に敵意を持つことは当然である。東急不動産消費者契約法違反訴訟において井田は契約当事者しか知らない売買契約締結日や物件引渡し日を陳述書に書いた（乙第6号証）。しかも勤務先に圧力をかけて高圧的に解雇を迫るような人間に好意を抱く方が問題である。

一生に一度あるかないかの不動産という大きな買い物で、悪徳不動産業者に問題物件をだまし売りされて怒りを抱かない方がめでたい。これまで不動産業界では、だまし売り被害者に泣き寝入りさせてきたために感覚が麻痺しているのではないが、アソシアコーポレーションの文章は、だまし売り被害者の気持ちを逆撫でする悪意に満ちており、不愉快極まりないものである。悪徳不動産業者特有の思考の硬直性と独善性こそ、問題にされるべきものである。

<http://hayariki.net/>

東急不動産とアソシアコーポレーションの関係

東急不動産とアソシアコーポレーションの関係を裏付けるものには以下がある。第一に東急不動産は井田真介を証人申請するにあたり、井田真介の呼出先を井田の住所ではなく、アソシアコーポレーション株式会社内（千代田区三番町）とした（被告証拠申出書2006年1月6日）。井田は康和地所株式会社従業員としてマンション建設地を地上げし、東急不動産に転売した（井田真介証人調書3頁）。

アルス建設中は康和地所従業員でありながら東急不動産のために近隣対策を行い、アルス竣工（2003年9月）後の2004年1月に康和地所を退職し、アソシアコーポレーション取締役となった。東急不動産消費者契約法違反訴訟において井田が直接関係するのは康和地所従業員時代の言動である。にもかかわらず、東急不動産は証人の呼出先をアソシアコーポレーション株式会社内とした。

そして東急不動産代理人・井口寛二弁護士は証人尋問においても何故かアソシアコーポレーションについて色々と質問している。「アソシアコーポレーションが不動産協会に入っている」との偽証まで飛び出した（井田真介証人調書2頁）。アソシアコーポレーションが加盟しているのは全日本不動産協会であって、大手不動産会社を中心に構成される不動産協会ではない。

第二にアソシアコーポレーションと東急不動産には取引関係がある。アルス騙し売り発覚直後の2004年9月にアソシアコーポレーションが東急不動産とクオリア下落合3丁目（新宿区下落合）について取引している。

<http://homepage2.nifty.com/tokyufubai/uls6.htm>

第三にアソシアコーポレーションは東急不動産消費者契約法違反訴訟係属中に東急不動産に助言する関係であった（「アソシアコーポレーション・東急不動産のサイトブログに関するご説明」）。アソシアコーポレーションは「和解条件としてブログ等の削除を盛り込むことが常識的」とするが、非常識極まりない。過去の事実は何人も否定できない。ここには自社にとって都合の悪い事実を闇に葬ってしまうという無反省な体質が現れている。過去を直視し、反省できない企業に未来はないことを肝に銘じるべきである。

「原告は陳述書で「不誠実な対応を繰り返す東急不動産の物件には住んでいられない」と強く主張した。それがあったからこそ、控訴審・東京高裁における和解協議の場では売買契約の白紙撤回、裁判官の言葉では「返品」が前提となった。それ以外の解決策は検討すらされなかった。また、和解では不祥事を隠蔽したい企業の意向を反映して和解内容の非公開義務や批判の禁止などが定められることがある。しかし本件では、その種の原告の請求と無関係な条項が挿入される余地はなかった。これも感情的な問題が未解決であることを裁判官が認めた上で、訴訟上の和解の目的を純粋な法的紛争の解決のみに絞ったからである。」（『東急不動産だまし売り裁判 こうして勝った』108頁）

<http://www.geocities.jp/shouhishahogo/uls6.htm>

大切なことは悪に直面して沈黙を破ることである。過去に遡って自分がしたことを変えることはできない。しかし、立ち上がって声を上げ、沈黙を破り責任を取ることはできる。沈黙を破ることで自分の社会に、そして皆に責任を取るよう呼びかける。人間として責任を取るよう人々に呼びかける。その代償が如何に高くても、どのような立場にあらうとも、何が起きているかを知る必要があり、それに対して責任を取るべきである。 <http://book.geocities.jp/hedomura/>